

**未利用市有地の貸付けについての制限付一般競争入札【物件番号9及び23】
質疑に対する回答**

令和8年（2026年）6月22日現在

番号	質疑	回答
1	入札参加申込み時に提出する書類のうち、押印が必要なものはありますか。	委任状を提出する場合のみ、委任者印及び代理人使用印を押印した委任状の原本をご提出いただく必要があります。
2	契約は弊社代表者名で行いますが、開札には弊社社員が参加する予定です。その場合、委任状は必要でしょうか。	開札の立ち会いに係る委任状は、不要です。 なお、入札書を貴社代表者名以外の名義（支店長など）で提出いただく場合には、委任状が必要となります。
3	入札金額は年額の貸付料（税抜）でしょうか。	入札書に記入いただく入札金額は、年額の貸付料です。本件土地賃貸借契約は、非課税取引となります。
4	入札参加申込書への法人印の押印は必要ないでしょうか。	必要ございません。
5	物件番号9について、自動販売機の設置や、デッドスペースへのシェアサイクル設置等は可能でしょうか。	指定用途を逸脱しない範囲であれば、自動販売機等の設置は可能です。 内容は使用計画書に記載してください。
6	貸付期間終了後は、再度入札が行われるのでしょうか。それとも、貸付け自体が満期で終了するのでしょうか。	物件番号9及び23について、原則、契約更新及び期間延長は行いません。 しかし、本市が契約期間終了後においても当該物件を引き続き貸付け対象とする場合で、かつ、本市が別途指定する期間に他の者から貸付申込みがない場合は契約を更新することができます。一方で、指定期間中に他の者から貸付申込みがあった場合は、入札によって次の借受人を決定します。 なお、契約を更新することとなった場合の更新後の契約期間は、その時点で本市が定める貸付可能期間を限度とします。

7	<p>土地賃貸借契約書（案）第 19 条について、解約希望日の 3 カ月前に通知すれば、3 カ月相当額の支払いは必要ないとの認識でよろしいでしょうか。</p> <p>また、貸付料年額を納めた後に解約した場合、その貸付料は返還されないのでしょうか。</p>	<p>貸付期間内の解約については、ご認識の通りです。契約書（案）上では、貸付料の 3 か月分に相当する額をお支払いいただくか、3 か月前に書面により申し出ていただくことのいずれかを、解約の条件としています。</p> <p>解約した場合の貸付料については、貸付開始日から解約日までの日数に応じて再計算を行います。既に納付いただいている金額の方が多い場合は、その差額を還付します。</p>
---	---	--